



## 第 1 章

# 公的年金制度の概要

# わが国の公的年金制度

## わが国の社会保険制度

わが国の社会保険制度は、憲法の第25条第2項に規定する「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」に基づき、わが国の社会保障制度の支柱として位置づけられています。

また、社会保険制度は公的保険制度とも言われていますが、大別すれば医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険および介護保険などに区分的ことができます。さらに、社会保険制度のなかの年金保険は、一般的に「公的年金制度」と言われています。

わが国の現行の公的年金制度は、その土台の年金制度として「国民年金」を位置づけ、その上に厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合および私立学校教職員共済制度があり、5つの年金制度から構成されています。

- ① 国民年金
- ② 厚生年金保険（厚生年金基金を含む）
- ③ 国家公務員共済組合（年金部門または長期給付ともいう）
- ④ 地方公務員等共済組合（年金部門または長期給付ともいう）
- ⑤ 私立学校教職員共済制度（年金部門または長期給付ともいう）

これらの年金制度のうち、国民年金を除いた厚生年金保険と国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合および私立学校教職員共済制度の4つの制度は、企業や役所等に雇用されることで年金制度が適用（加入）されることから、別に「被用者年金制度」または「被用者年金各法」とも言われています。

また、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合および私立学校教職員共済制度を含めて、別に「共済組合等」とも言われています。

わが国の社会保険制度には、前述のとおり年金保険のほかに医療保険、労災保険、雇用保険および介護保険があり、それぞれの保険制度の名称別にあげれば、次のとお

りです。

- ◆医療保険……① 健康保険（健康保険組合も含む）
  - ② 船員保険（医療部門）
  - ③ 国家公務員共済組合（医療部門または短期給付ともいう）
  - ④ 地方公務員等共済組合（医療部門または短期給付ともいう）
  - ⑤ 私立学校教職員共済制度（医療部門または短期給付ともいう）
  - ⑥ 国民健康保険（退職者医療制度と老人保健制度も含む）
- ◆労災保険……① 労働者災害補償保険
  - ② 船員保険（労災部門）
- ◆雇用保険……① 雇用保険
  - ② 船員保険（雇用保険部門）
- ◆介護保険……① 介護保険

したがって、船員保険は、業務外の年金部門を除いた医療部門、労災部門および雇用保険部門の3つの部門を1つの保険制度のなかに有する特異な保険制度です。

一方、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合および私立学校教職員共済制度は、年金部門（長期給付）と医療部門（短期給付）を併せもった制度です。

また、国民健康保険は、退職者医療制度や老人保健制度を併せもった医療保険制度です。

## 2

### 社会保険制度の適用

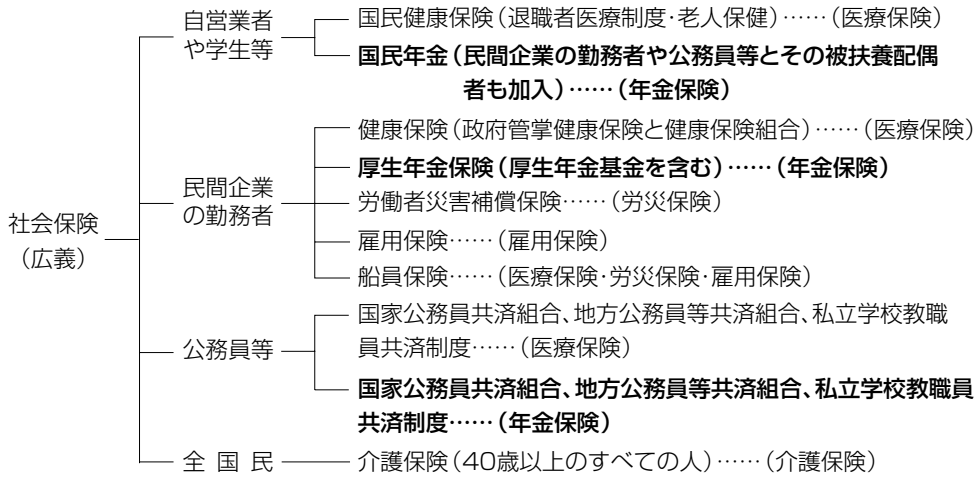
#### 1 社会保険制度の適用区分

社会保険は、公的保険制度の意味で使用される広義の社会保険と民間企業の健康保険と厚生年金保険を指す狭義の社会保険の2つの使われ方があります。また、労働者災害補償保険と雇用保険はその総称として「労働保険」と言われています。

わが国の広義の社会保険制度の適用区分は、国民の職業によって区分され、自営業者や学生等の無職の人の加入する社会保険、民間企業に勤務する人の加入する社会保険および公務員等の加入する社会保険に区分されています。

国民の職業別（職域別）に区分されている社会保険制度の適用について図表1—1のとおりです。

図表1—1 社会保険制度の適用区分



(注)太字は年金制度

## 2 公的年金制度の仕組み

現行の公的年金制度の体系は、昭和60年の年金法の大改正が昭和61年4月に実施されたことにより新しい公的年金制度の体系となりました。

この大改正前の公的年金制度は、職域別にそれぞれの年金制度が分立し並列的な年金制度の体系となっていました。

現行の公的年金制度の体系は、すべての年金制度の土台となる年金制度として国民年金を位置づけ、厚生年金保険や共済組合等は、その上乗せ給付を支給する年金制度として整理された「2階建て年金制度」となっています。

したがって、自営業者等は国民年金にのみ加入して年金給付も1階部分の国民年金から基礎年金を受給することになります。しかし、民間企業の勤務者や公務員等は、国民年金と厚生年金保険や共済組合等に2重に加入して、年金給付も1階部分の国民年金から基礎年金とそれぞれ加入していた年金制度から2階部分の年金を2重に給付を受けることから「2重加入・2重給付」と言われる「2階建ての年金制度」となって

図表 1—2 現行の公的年金制度の仕組み

国民年金 基金75万人	厚生年金基金 615万人	3つの 共済組合 464万人
	厚生年金保険 3,249万人	
国民年金（基礎年金） 7,029万人		
〈第1号被保険者〉 自営業者等 2,217万人	〈第3号被保険者〉 被用者年金制度の加入者の 被扶養配偶者 1,099万人	〈第2号被保険者〉 被用者年金制度の加入者 3,713万人

\*数字は平成17年3月末現在の加入者で平成18年版厚生労働白書による

います。現行の公的年金制度の仕組みは図表1—2のとおりです。

# 少子・高齢社会と公的年金

## 1

## 1 少子・高齢社会

わが国では、本格的な少子・高齢社会の到来と言われて久しくなりましたが、わが国の少子・高齢社会の進展は、欧米先進諸国に比べて2倍から4倍のスピードで急速に進んでいるようです。その主要な要因は、終戦後の生活様式の変化や医療技術の発展による急速な平均寿命の伸びと、晩婚化や未婚化などによる急激な出生率の低下にあると言われています。

### 1 平均寿命の急速な伸び

わが国の平均寿命は、終戦後の昭和22年は男子約50歳、女子約54歳でしたが戦後の生活様式の変化や医療技術の進歩等により男女ともに年々急速に伸び続け、平成14年には、男子約78歳、女子約85歳で「人生80年時代」とも言われています。

また、平均寿命の国際比較では、男女とも世界一の長寿国の地位を維持してきてい

図表1—3 わが国の伸びる平均寿命と国際比較

◆わが国の伸びる平均寿命

(単位：%)

歴 年	男 子				女 子			
	0歳	40歳	65歳	80歳	0歳	40歳	65歳	80歳
1947年(昭和22年)	50.1	26.9	10.2	4.6	54.0	30.4	12.2	5.1
1960年(昭和35年)	65.3	31.0	11.6	4.9	70.2	34.9	14.1	5.9
1980年(昭和55年)	73.4	35.5	14.6	6.1	78.8	40.2	17.7	7.3
1990年(平成 2年)	75.9	37.6	16.2	6.9	81.9	43.0	20.0	8.7
1995年(平成 7年)	76.4	38.0	16.5	7.1	82.9	43.9	20.9	9.5
2000年(平成12年)	77.7	39.1	17.5	8.0	84.6	45.5	22.4	10.6
2005年(平成17年)	78.5	39.8	18.1	8.2	85.5	46.4	23.2	11.1

\*資料：平成18年版 厚生労働白書

\*小数点第2位を四捨五入

◆平均寿命の国際比較

(単位：年)

国名	作成基礎期間	男子	女子
日本	2005	78.53	85.49
アイスランド	2001～2005	78.9	82.8
スウェーデン	2005	78.29	82.58
オーストラリア	2003	77.8	82.8
フランス	2003	75.9	82.9
アメリカ	2003	74.8	80.1
イタリア	2002	77.11	82.96

\*資料：平成18年版 厚生労働白書

ます。わが国の平均寿命の国際比較は、図表1—3のとおりです。

なお、わが国の現行の年金支給開始年齢である65歳（原則）の人の平均余命は、平成17年では、男子約18年、女子約23年で男子よりも5年長生きすることになります。

一方、わが国の総人口に占める65歳以上の人の割合（高齢人口比率）は、昭和25年に4.9%でしたが、昭和45年には7.1%に達して高齢化社会の仲間入りをし、その後も伸び続けて平成7年には14.1%となり、平成17年には20.2%に達しています。

欧米先進諸国における高齢人口比率が7%から14%に達するのに要した年数が50年から100年と言われているのに対し、わが国では25年で到達していることになり、欧米先進諸国に比べてわが国の高齢化の進展の速さを示しています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成18年12月推計）によれば、高齢人口比率は、今後も伸び続け平成32年には29.2%に、平成62年には39.6%に達するものとされ、イタリアとともに世界に前例のない超高齢社会が到来すると予測されています。

わが国の年齢区分別人口の推移および欧米先進諸国の65歳以上の人口比率の推移は、図表1—4のとおりです。

図表 1—4 年齢区分別人口の推移と主要国の65歳以上の人口比率の予測

◆年齢区分別人口の推移と将来推計

区 分	総人口 (万人)	総人口に占める割合 (%)		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上
1950年(昭和25年)	8,320	35.4	59.7	4.9
1970年(昭和45年)	10,372	23.9	69.0	7.1
1980年(昭和55年)	11,706	23.5	67.4	9.1
1990年(平成2年)	12,361	18.2	69.7	12.1
2000年(平成12年)	12,693	14.6	68.1	17.4
2005年(平成17年)	12,776	13.8	66.1	20.2
2010年(平成22年)	12,717	13.0	63.9	23.1
2020年(平成32年)	12,273	10.8	60.0	29.2
2030年(平成42年)	11,522	9.7	58.5	31.8
2040年(平成52年)	10,569	9.3	54.2	36.5
2050年(平成62年)	9,515	8.6	51.8	39.6

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成18年12月推計」平成12年以前は総務庁統計局「国勢調査」人口による

◆主要国の65歳以上の人口比率の推移と予測

(単位：%)

区 分	2000年	1960年	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年
日 本	17.34	5.73	22.54	27.85	29.57	33.23	35.65
スウェーデン	17.40	11.97	19.28	22.72	25.18	27.25	27.04
フランス	15.96	11.64	16.54	20.30	23.63	25.87	26.44
ド イ ツ	16.31	11.52	20.19	22.11	26.42	28.68	27.95
イギリス	15.86	11.68	16.44	18.62	21.11	22.99	23.33
イタリア	18.07	9.31	20.59	23.72	28.22	33.70	34.42
アメリカ	12.28	9.19	12.82	15.89	19.18	19.85	19.98

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

## 2 出生率の急速な低下

わが国の出生児数および合計特殊出生率（女性が生涯で産む子供の数）は、昭和22年の出生児数は268万人で、合計特殊出生率4.54人でしたが、その後も低下し続けて、平成14年の出生児数は115万人で、合計特殊出生率1.32人で、過去最低を記録しまし



た。平成15年の合計特殊出生率は1.29人で「1.29ショック」という言葉がマスコミにも取り上げられ、さらに平成17年には1.25人と依然としてこの低下傾向には歯止めがかかってはいません。

欧米先進諸国との比較では、イタリアの1.30人を抜いて1番低い率となっています。

図表1—5 わが国の出生数と合計特殊出生率の推移と国際比較

年次	出生数	合計特殊出生率	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	イタリア
1950年(昭和25年)	2,338千人	3.65	3.02	2.19	2.92	2.05	2.32	2.52
1960年(昭和35年)	1,606	2.00	3.64	2.67	2.72	2.34	2.17	2.31
1970年(昭和45年)	1,934	2.13	2.46	2.38	2.47	2.01	1.94	2.43
1980年(昭和55年)	1,577	1.75	1.84	1.90	1.99	1.46	1.68	1.61
1990年(平成2年)	1,222	1.54	2.08	1.85	1.78	1.45	2.13	1.33
2000年(平成12年)	1,191	1.36	2.13	1.65	1.89	1.36	1.55	1.23
2005年(平成17年)	1,062	1.25	2.05 (2004)	1.71 (2003)	1.89 (2003)	1.34 (2003)	1.71 (2003)	1.30 (2003)

\*資料：平成18年版 厚生労働白書

## 2

### 核家族化の進展と高齢者世帯

わが国の昭和28年の世帯総数は、1,720万世帯で平均世帯人数は5人でしたが、平成17年の世帯総数は4,700万世帯で平均世帯人数は2.68人に低下しています。この間の世帯総数は2.7倍に増加していますが、平均世帯人数は半減しており核家族化の進展を示しています。

わが国の平成17年の世帯構造別にみた世帯の割合は、単独世帯が24.6%、夫婦のみの世帯や夫婦と未婚の子のみの世帯などの核家族世帯は59.2%で、このうち高齢者世帯の割合も年々増加して17.7%に達していますが、一人暮らしの高齢者の約8割は女性となっています。

また、全世帯のなかで恩給を含めた年金の受給世帯は45.1%で、65歳以上の人のいる世帯で恩給を含めた年金の受給世帯は96.8%に達していますが、無年金世帯が存在していることを示しています。

---

---

さらに、高齢者世帯の所得の構成比をみると恩給を含む年金が約7割に対して、稼働所得は約2割で、家賃や利子およびその他が約1割で、年金は高齢期の生活を支える支柱となっています。

## 3

### 少子・高齢社会と公的年金

#### 1 少子化の進展と公的年金

少子化の進展は、若年層を中心にして現在および将来の現役世代の減少をもたらし、労働人口の減少に併わせて、公的年金制度では保険料拠出世代の減少は同時に保険料・掛金の減少を意味しています。

また、わが国の公的年金制度の財政方式は、発足当時から保険料・掛金を積み立ててその運用収入を含めて年金給付の財源にあてる「積立方式」で運営されてきました。

しかし、現在では年金給付に必要な財源は、現役世代が拠出する保険料・掛金で賄う「割賦方式」に変更され運営されていますが、現在の膨大な年金給付に必要な財源を減少した現役世代が拠出する保険料・掛金で賄うためには高額な負担を強いられることになり著しく公平性を欠くことにもなり、現実的には不可能なため不足分について積立金を取り崩す結果となっています。したがって、現行の財政方式は「割賦方式」ではあるが膨大な額の積立金を有することなどから本来の「割賦方式」ではなく「修正積立方式」ともいわれる側面もっています。

平成18年版厚生労働白書によれば、平成17年3月末の年金の積立金は簿価ベースで約197兆円（時価ベースで約199兆円）で、年金制度別では国民年金が簿価ベースで9兆7,000億円（時価ベースも同額）、厚生年金保険は簿価ベースで137兆7,000億円（時価ベースで138兆2,000億円）、3つの共済組合では、簿価ベースで50兆円（時価ベースで51兆円）となっています。

#### 2 高齢社会の進展と公的年金

高齢社会の進展は、年金受給世代の増加を意味し、年金受給者数の増加と併わせて年金の受給期間の長期化をもたらし、年金給付額の増大により年金財政の悪化の要因

---

---

となっています。

加えて、今後は戦後の団塊の世代が年金受給世代に突入することにより年金受給者数は増加し、年金財政はより一層逼迫することになります。

さらに、近年の一人暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の増加は、年金財政ばかりでなく医療保険制度や介護保険の分野においても同様の事態が予測され、わが国の社会保障制度の根幹にかかわる問題となってきました。

したがって、平成16年の年金改正があっても医療保険制度や介護保険制度と公的年金制度を含めたわが国の社会保障制度の在り方の総合的な視点からの抜本的な改革が求められています。

### 3 社会保障給付費と公的年金

わが国の社会保障給付費の中心は、昭和55年前までは医療にありましたが、その後は年金が医療を上回りその後も年金のウェイトが年々高まってきています。

わが国の平成16年度の社会保障給付費の総額は85兆6,469億円で、対国民所得比では24%となっています。

社会保障給付費の内訳をみると、年金が45兆5,188億円で53.1%を占め、医療が27兆1,537億円で31.7%、その他の福祉は12兆9,744億円で15.1%となっています。

# 公的年金制度の変遷

## 1

## 民間労働者の年金制度の発足

### 1 船員保険

わが国の民間労働者を加入対象にした年金制度は、昭和15年6月に施行された船員労働者を加入対象とした「船員保険」に始まります。

船員保険は、年金部門だけでなく医療部門、失業部門および業務災害部門を併わせもった保険制度で「総合保険」とも呼ばれていました。しかし、昭和61年4月の新年金制度の移行時に業務外の年金部門だけは厚生年金保険に統合され、現在では医療部門、雇用部門および労災部門を有する保険制度になっています。

### 2 厚生年金保険

一般の民間労働者を加入対象とした年金制度は、昭和17年6月に施行された「労働者年金保険」で、その当時は現業部門の男子労働者のみを加入対象としていました。昭和19年10月からは、現業部門以外の男子および女子労働者をも加入対象とした年金制度とし、その名称も現行の「厚生年金保険」に改称されました。この後、終戦の混乱期を経て昭和29年5月に新たにスタートし、昭和61年4月の新年金制度への移行に伴い、公的年金制度の土台となる国民年金の基礎年金の上乗せ給付をする年金制度となっています。また、昭和41年10月には「厚生年金基金」制度が導入され実施されました。

平成9年4月には、昭和59年4月から国家公務員等共済組合（それまでは旧公共企業体職員等共済組合）に加入していたJR各社（旧国鉄）、NTT（旧電々公社）およびJT（旧専売公社）の職員等の年金部門も統合した年金制度となっています。

さらに、平成14年4月からは、農協、漁協、県信連や農林中金などの職員等を組合

---

---

員とした農林漁業団体職員共済組合も、厚生年金保険に統合されています。

## 2

### 各種共済組合の発足

#### 1 国家公務員共済組合

国家公務員共済組合は、それまでの官吏恩給法等を統合し、昭和23年に旧国家公務員共済組合としてスタートしました。昭和33年7月にはそれまでの恩給法を統合して新しい国家公務員共済組合に、昭和59年4月にはそれまでの公共企業体職員等共済組合を統合し、名称も「国家公務員等共済組合」に改称しました。

昭和61年4月の新年金制度への移行にともない、公的年金制度の土台となる国民年金の基礎年金の上乗せ給付をする制度ですが、年金部門のほかに医療部門を併わせもった制度です。

さらに、平成9年4月には公共企業体職員等共済組合の厚生年金保険への統合により再度の名称変更により「国家公務員共済組合」となりました。

また、国家公務員共済組合は、各省庁ごとの共済組合から構成されていることから、事務の一元化を図るために国家公務員共済組合連合会が設けられています。

#### 2 地方公務員等共済組合

地方公務員等共済組合は、それまでの市町村職員共済組合や町村職員恩給制度等を統合し、昭和37年12月に地方公務員等共済組合としてスタートしました。

昭和61年4月の新年金制度への移行にともない、公的年金制度の土台となる国民年金の基礎年金の上乗せ給付をする制度ですが、年金部門のほかに医療部門を併わせもった制度です。

また、地方公務員等共済組合も、地方職員、公立学校、警察、都職員、指定都市職員および市町村職員の各共済組合から構成されていることから、事務の一元化を図るために地方公務員等共済組合連合会が設けられています。

---

---

### 3 私立学校教職員共済

私立学校教職員共済組合は、従前の恩給制度であった財団法人私学恩給財団等とそれまでの厚生年金保険から分離統合して昭和29年1月に発足しました。

昭和61年4月の新年金制度への移行にともない、公的年金制度の土台となる国民年金の基礎年金の上乗せ給付をする制度ですが、年金部門のほかに医療部門を併せもった制度です。

なお、私立学校教職員共済組合は、私立学校の幼稚園から大学院までの教職員を加入対象にしていますが、私立学校等によっては分離の時点でそのまま厚生年金保険に残って現在に至っているケースもあります。

また、平成10年1月からあらたに設立された「日本私立学校振興・共済事業団」が管掌する共済制度に改められています。

したがって、それまでの私立学校教職員共済組合法から私立学校教職員共済法に改称され、これにともない組合員から加入者に、組合員期間から加入者期間に改められました。

### 4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合は、それまでの厚生年金保険から分離して昭和34年1月に発足しました。

昭和61年4月の新年金制度への移行にともない、公的年金制度の土台となる国民年金の基礎年金の上乗せ給付をする年金制度ですが、他の共済組合等と異なり年金部門のみの制度です。

加入対象者は、農林漁業協同組合や各県信連等の職員や農林中央金庫の職員等とされています。

なお、農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月から厚生年金保険へ統合され、統合前の職域年金部分を特例年金として支給することになっています。その財源として特例業務分担金は、15.4/1,000（平成16年10月以降平成20年9月まで）が徴収（全額事業主負担）されることになっています。

---

---

## 3

### 国民年金

国民年金は、それまで加入する年金制度のなかった自営業者や、零細企業で厚生年金保険の適用されていない民間事業所に勤務する労働者等を加入対象にして、昭和34年4月に制定され同年11月に施行されました。

昭和34年11月からはその当時すでに高齢者であったり障害者であった人を対象に保険料の拠出をともしない「無拠出年金」である老齢福祉年金や障害福祉年金等の給付がスタートしました。

しかし、制度本来の「拠出制年金」は、その対象者の選定事務等のため、昭和36年4月に実施され、保険料の徴収事務がスタートしました。

昭和61年4月の新年金制度の移行にともない、すべての公的年金制度の土台となる年金制度に位置づけられ、国民共通の『基礎年金』を支給する年金制度に改定されました。

## 4

### 国民皆年金体制の確立

わが国の公的年金制度は、民間企業に勤務する労働者を加入対象とした船員保険、厚生年金保険および特殊な職域に勤務する公務員等を加入対象とした共済組合等の年金制度からスタートしました。

以上の年金制度は、その加入対象者が企業等に雇用されることにより年金制度に加入するため、「被用者年金」または「被用者年金制度」ともいわれています。

昭和36年4月に国民年金の「拠出制年金」がスタートしたことにより、自営業者や零細企業で厚生年金保険の適用されていない民間事業所に勤務する労働者等も年金制度に加入できる体制が整ったこととなります。

したがって、すべての国民がなんらかの形でいずれかの年金制度に加入できることから『国民皆年金体制』の確立、または医療保険と含めて「国民皆保険・皆年金体制」の確立ともいわれました。

同時に、他の年金制度の加入期間を通算して年金の受給資格期間を満たせば、各年

---

---

金制度から加入期間に相当する年金（通算老齢年金）を受給できる「通算年金通則法」も施行されました。

## 5

### 昭和61年4月の新年金制度への移行

#### 1 新年金制度（2階建て年金）への移行

わが国の公的年金制度は、それまで各年金制度が並列に位置づけられていました。

しかし、昭和60年の法改正により、昭和61年4月からは国民年金をすべての公的年金制度の土台（1階部分）の年金制度に位置づけ、国民共通の『基礎年金』を支給する制度とし、厚生年金保険や共済組合等の各被用者年金制度は、その上乘せ給付をする制度になりました。

したがって、厚生年金保険や共済組合等の加入者は、同時に国民年金にも加入（二重加入）するとともに、国民年金からは「基礎年金」を、加入している厚生年金保険や共済組合等の年金制度からは、その上乘せ給付（二重給付）されるいわゆる『2階建て年金制度』に大改革が行われて、新年金制度としてスタートしました。

なお、新年金制度への移行にともない通算年金通則法は廃止されました。

#### 2 新年金制度の給付体系

公的年金制度の土台と位置づけられた国民年金の基礎年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金があります。

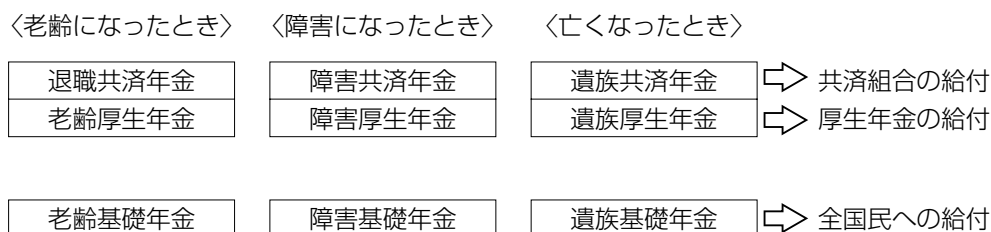
国民年金のみの加入者の場合は、国民年金から老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金のみを受給することになります。

厚生年金保険または共済組合等の加入者の場合は、国民年金から老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金を受けると同時に、加入していた厚生年金保険または共済組合等からその上乘せ給付として、老齢厚生年金（退職共済年金）、障害厚生年金（障害共済年金）および遺族厚生年金（遺族共済年金）を受けることになります。これを図示すると、次のとおりです。

また、このほかにもそれぞれの年金制度には年金や一時金の給付がありますが、こ



れらは各年金制度の独自給付として位置づけられています。



## 6

### 主な公的年金制度の改正

#### 1 公的年金制度の改革

公的年金制度の歴史と主な改正は、制度の創成期、制度の充実期および高齢社会への対応期の3つに区分することができます。

制度の創成期は、昭和15年の船員保険の実施された以後、昭和36年の国民年金の全面施行までの時期です。

その後の昭和40年の1万円年金の実現から昭和48年の標準報酬月額の見直しによる導入、物価の変動に応じて年金額を改定する「物価スライド制」の導入された時期で、年金制度の充実期ともいえます。

さらに、昭和60年の改正による新年金制度の導入から、平成12年の改正による年金給付の適正化や完全65歳支給開始年齢等までは、少子・高齢社会への年金制度の対応時期といえます。

これらを図示すれば、次図のとおりです。

図表 1—6 公的年金制度の主な改正

区 分	時 期	主 な 事 項
制度の創成期	昭和15年 ～17年	船員保険や労働者年金保険（昭和19年に厚生年金保険に改称）の発足
	昭和29年	厚生年金保険の全面改定
	昭和36年	国民年金の全面施行（国民皆年金）
制度の充実期	昭和40年	1万円年金の実現
	昭和44年	2万円年金の実現
	昭和48年	5万円年金の実現、物価スライド制の導入
	昭和51年	9万円年金の実現
	昭和55年	13万6千円年金の実現
高齢社会への 対応期	昭和60年	基礎年金の導入を基本にする新年金制度への移行と船員保険の年金部門の厚生年金保険への統合
	平成元年	完全物価スライド制の導入等
	平成6年	支給開始年齢の引上げと個別給付の導入、可処分所得スライド制の導入等
	平成9年	3共済（JR共済、JT共済、NTT共済）の年金部門の厚生年金保険への統合
	平成12年	年金給付の適正化、年金の完全65歳支給開始年齢の実施等
	平成14年	農林漁業団体職員共済組合は厚生年金保険に統合
	平成15年	総報酬制の導入
	平成16年	給付と負担を見直し（保険料水準固定方式、マクロ経済スライドの導入、国庫負担の引上げ、その他多様な生き方・働き方への対応した年金制度の改正）

---

---

## 2 高齢社会への対応期の主要な改正

### ●昭和60年の改正

- ① 公的年金制度の体系の再編成と基礎年金の導入
- ② 適正な給付と負担の確保により現役世代と年金受給世代の公平性の確保
- ③ 基礎年金の導入により女性固有の年金権の確立
- ④ 障害給付の改善
- ⑤ 1人1年金の原則の確立

### ●平成元年の改正

- ① 年金額の改定と完全物価スライド制の導入
- ② 年金支払期月を年6回に改定
- ③ 国民年金基金の設立要件の緩和
- ④ 20歳以上の学生の国民年金への強制加入
- ⑤ 標準報酬月額の上・下限額の改定と保険料率の引上げ

### ●平成6年の改正

- ① 年金額の改定と生計維持関係（850万円未満）の引上げ
- ② 標準報酬月額の上・下限額の改定と保険料率の引上げ、特別保険料の導入および厚生年金基金の免除保険料率の7ランクの設定
- ③ 再評価率を名目賃金の伸び率から実質賃金の伸び率に改定
- ④ 障害給付の改善（65歳の前日までの支給停止）
- ⑤ 定額部分の支給開始年齢の引上げと繰上げ支給の老齢基礎年金と併給制度の導入
- ⑥ 在職老齢年金の改善
- ⑦ 障害給付と遺族給付の保険料納付要件の特例の10年間の延長
- ⑧ 雇用保険の保険給付と65歳未満の年金および在職老齢年金との併給調整など

## ●平成 12 年の改正

〈平成 12 年 4 月実施〉

### ① 年金額等の改定

区分	年金等の種類	平成 6 年 10 月	平成 12 年 4 月
国 民 年 金	老齢基礎年金（満額）	780,000 円	804,200 円
	障害基礎年金 1 級	975,000 円	1,005,300 円
	2 級	780,000 円	804,200 円
	遺族基礎年金	780,000 円	804,200 円
	老齢福祉年金	399,600 円	412,000 円
	（所得制限の一部支給）	313,200 円	317,300 円
	10 年年金	473,800 円	488,600 円
	5 年年金	403,300 円	415,800 円
	旧法の老齢・通算老齢年金の単価	2,498 円	2,576 円
	（明治 44.4.1 以前生まれの人の単価）	3,747 円	3,864 円
	旧法の特例加算の単価	967 円	997 円
厚 生 年 金 保 険	厚生年金の最近の受給者の平均年金	2,571,600 円	2,420,400 円
	制度成熟時の平均的な年金額	2,771,800 円	2,857,500 円
	定額単価	1,625 円	1,676 円
	加給年金額（配偶者）	224,400 円	231,400 円
	（子 2 人まで 1 人）	224,400 円	231,400 円
	（子 3 人目以降 1 人）	74,800 円	77,100 円
	*特別加算 昭和 9.4.2～昭和 15.4.1	33,100 円	34,100 円
	15.4.2～ 16.4.1	66,200 円	68,300 円
	16.4.2～ 17.4.1	99,400 円	102,500 円
	17.4.2～ 18.4.1	132,500 円	136,600 円
	18.4.2 以降生まれ	165,600 円	170,700 円
	障害厚生年金 3 級（最低保障額）	585,000 円	603,200 円
	障害手当金（最低保障額）	1,170,000 円	1,206,400 円
中高齢寡婦加算	585,000 円	603,200 円	
経過的寡婦加算の基準額	585,000 円	603,200 円	
	旧法の定額単価	3,047 円	3,143 円

\*平成 11 年の全国消費者物価は、対前年比で△ 0.3 %でも年金額は据置

\*平成 11 年度の物価スライド率は 1.031

\*振替加算、定額単価、乗率等は経過措置一覧表を参照

### ◆短期在留外国人の脱退一時金

期 間	国 民 年 金		厚生年金・共済組合
	改 正 前	改 正 後	
6か月以上～12か月未満	35,100円	39,900円	平均標準報酬月額×0.5(0.4)
12か月以上～18か月未満	70,200円	79,800円	平均標準報酬月額×1.0(0.8)
18か月以上～24か月未満	105,300円	119,700円	平均標準報酬月額×1.5(1.2)
24か月以上～30か月未満	140,400円	159,600円	平均標準報酬月額×2.0(1.6)
30か月以上～36か月未満	175,500円	199,500円	平均標準報酬月額×2.5(2.0)
36か月以上	210,600円	239,400円	平均標準報酬月額×3.0(2.4)

\*半額免除期間はその1/2の期間とする

\*厚生年金・共済組合の( )は平成15年4月以降の乗率

\*平成15年4月以降は平均標準報酬額(標準報酬月額と標準賞与額の合算額を被保険者期間の月数で除して得た額)とする

### ◆国民年金の死亡一時金

保険料納付済期間	死亡一時金(変更なし)
36か月以上～180か月未満	120,000円
180か月以上～240か月未満	145,000円
240か月以上～300か月未満	170,000円
300か月以上～360か月未満	220,000円
360か月以上～420か月未満	270,000円
420か月以上	320,000円

\*平成14年4月以後の半額免除期間はその1/2の期間が保険料納付済期間に算入され、保険料納付済期間は月単位(改正前は年単位)に改正

\*死亡一時金の額の変更はなし

#### ② 報酬比例部分・職域年金(共済組合)の乗率の改定

##### a 報酬比例部分の乗率の改定(5%の給付適正化)

(イ) 原則の乗率 7.125/1,000(改正前 7.5/1,000)

(ロ) 経過措置の乗率 9.500～7.230/1,000(改正前 10～7.61/1,000)

ただし、改正後の年金額が改正前の算式で算出した年金額を下回る場合は、改正前の算式で算出した年金額を保証する。

##### b 職域年金(退職共済年金)の乗率の改定(5%の給付適正化)

(イ) 原則の乗率 ◆20年以上……1.425/1,000(改正前 1.5/1,000)

◆20年未満……0.713/1,000(改正前 0.75/1,000)

- (ロ) 経過措置の乗率 ◆20年以上……0.475～1.397/1,000 (改正前 0.50～1.47/1,000)  
◆20年未満……0.238～0.703/1,000 (改正前 0.25～0.74/1,000)

ただし、改正後の年金額が改正前の算式で算出した年金額を下回る場合は、改正前の算式で算出した年金額を保証する。

③ 65歳以降の年金額の改定

- a 物価スライドのみの改定とし、賃金スライド制の廃止  
b 物価スライド改定の年金額と65歳以降も賃金スライド等を行ったとした場合の年金額との格差縮小のため必要に応じて賃金スライド等を行う。

④ 保険料や保険料率の措置

a 国民年金の保険料の凍結

(イ) 国民年金の保険料額を月額13,300円（平成11年度価格）に

(ロ) 学生等の保険料の納付特例制度の新設

\*学生本人の年収が一定以下の場合、申請により保険料の納付を要せず、10年以内であれば追納できる納付特例制度

b 被用者年金制度の保険料率の凍結

(イ) 厚生年金保険の保険料率および厚生年金基金の保険料免除率の凍結

区 分	保険料率	区 分	保険料率
男子・女子	173.5/1,000	日本鉄道	200.9/1,000
坑内員・船員	191.5/1,000	日本たばこ	199.2/1,000
任意継続	173.5/1,000	日本電信電話	173.5/1,000

\*厚生年金基金の保険料免除率 32～38/1,000

(ロ) 共済年金の保険料（掛金）率

区 分	保険料率
国家公務員共済組合	183.9/1,000
地方公務員等共済組合	165.6/1,000
私立学校教職員共済	133.0/1,000
農林漁業団体職員共済組合	194.9/1,000

c 育児休業期間中の保険料の免除

厚生年金保険の保険料および共済組合等の掛金は、本人負担分に加えて事業主

(国等) の負担分も免除される措置の実施

⑤ 在職老齢年金の受給月額計算式の改定

在職老齢年金の支給停止額の算出時の標準報酬月額の34万円を37万円に改定

◆在職老齢年金の受給月額の計算式（加給年金額を含まず）

標準報酬月額+基本月額	標準報酬月額	基本月額	在職老齢年金の受給月額計算式
22万円以下	—	—	基本月額
22万円超える額	37万円以下	22万円以下	基本月額 - (標準報酬月額+基本月額-22万円)×1/2
		22万円超える額	基本月額 - (標準報酬月額×1/2)
	37万円超える額	22万円以下	基本月額 - {(37万円+基本月額-22万円)×1/2+(標準報酬月額-37万円)}
		22万円超える額	基本月額 - {(37万円×1/2)+(標準報酬月額-37万円)}

⑥ 報酬比例部分相当の老齢厚生年金（部分年金）の特例

長期加入者の要件を44年（改正前45年）に短縮

⑦ 平均標準報酬月額の再評価率の改定

改正前 の再評価率	改正後	
	生年月日	再評価率
13.96～0.99 *平成12/4 以後は 0.917	昭和8年4月2日以降生まれ	14.926～0.980
	昭和7.4.2～昭和8.4.1	14.926～0.980
	昭和6.4.2～昭和7.4.1	14.850～0.980
	昭和5.4.2～昭和6.4.1	14.538～0.980
	昭和5.4.1以前生まれ	14.393～0.980

\*改正前の一律から生年月日に応じて5ランクに区分

\*平均標準報酬月額の最低額を71,189円（改正前 66,594円）に改定

〈平成12年10月実施〉

① 厚生年金保険・共済組合等の標準報酬月額の上・下限額の改定

a 下限額…… 98,000円（改正前 92,000円）

b 上限額……620,000円（改正前 590,000円）の30等級区分

〈平成13年4月実施〉

① 繰上げ・繰下げ支給の支給率等の改定（昭和16.4.2以降生まれの人が対象）

a 年単位から月単位に改定

(イ) 繰上げ支給……繰上げ請求した月から65歳に達する月の前月までの月数  
で減額

(ロ) 繰下げ支給……65歳から繰下げ請求した月の前月までの月数で増額

b 減額率・増額率も改定

(イ) 繰上げ支給…… $0.5\% \times$ 繰上げた月数(最大60か月) \* 60歳で30%減額

(ロ) 繰下げ支給…… $0.7\% \times$ 繰下げした月数(最大60か月) \* 70歳で42%増額

② 繰上げ請求の老齢基礎年金と65歳未満の老齢厚生年金の併給制度の導入

a 一部繰上げの老齢基礎年金

昭和16年4月2日(女子は昭和21年4月2日)以降生まれの人は、60歳から定額部分の支給開始年齢前であれば一部繰上げの老齢基礎年金の請求ができ、65歳未満の老齢厚生年金と併給される。

b 全部繰上げの老齢基礎年金

男女ともに昭和16年4月2日以降生まれの人は、60歳から65歳になる前であればいつでも全部繰上げの老齢基礎年金の請求ができ、65歳未満の老齢厚生年金と併給される。

〈平成14年4月実施〉

① 厚生年金保険の被保険者の年齢を70歳未満(改正前は65歳未満)に引上げ

② 60歳代後半(65歳~70歳未満)の在職老齢年金制度の導入

a 年金月額(加給年金額を除く年金額 $\div$ 12)と標準報酬月額額の合算額が37万円以下の場合、全額支給

b 年金月額と標準報酬月額額の合算額が37万円を超える場合、その超えた額の2分の1が支給停止

c 支給停止額が年金月額を上回るときは、全額支給停止

d 対象者は昭和12年4月2日以降生まれ(平成14年4月1日に65歳未満)の人  
なお、老齢基礎年金については全額支給される。

③ 老齢厚生年金(65歳以上)の繰下げ支給の廃止

a 対象者は昭和12年4月2日以降生まれ(平成14年4月1日に65歳未満)の人

b 昭和12年4月1日以前生まれ(平成14年4月1日に65歳以上)の人は、従前どおり繰下げ請求可能



#### ④ 国民年金の半額免除制度の創設

##### a 保険料の半額免除制度

前年の所得が一定額以下または天災や一定の事由に該当する人の場合、申請すれば保険料の半額免除が受けられ、10年以内は追納できる制度。なお、学生の納付特例制度の対象者には適用されない。

##### b 給付との関係

(イ) 全額免除……免除期間の1/3が年金額に反映される（現行）

(ロ) 半額免除……免除期間の2/3が年金額に反映される（新設）

ただし、480か月から保険料納付月数を控除した月数が上限

(ハ) 上限を超えた半額免除期間はその1/3、死亡一時金や脱退一時金の場合、その1/2が給付に反映

〈平成15年4月実施〉

#### ① 総報酬制の導入

##### a 総報酬制

(イ) 賞与等も一般の保険料の割賦対象とし、同時に給付に反映させる仕組み

(ロ) 賞与等は1回150万円（1,000円未満切捨て）を限度に「標準賞与額」を定め、標準賞与額と標準報酬月額に保険料率を乗じて保険料として徴収

(ハ) 現行の賞与等に対する特別保険料の廃止

##### b 用語の改正

(イ) 標準報酬を標準報酬月額に、標準報酬等級を標準報酬月額等級にする。

(ロ) 標準報酬月額と標準賞与額を合わせて標準報酬にする。

(ハ) 平均標準報酬月額を「平均標準報酬額」にする。

##### c 総報酬制の導入後の平均標準報酬額の計算

(イ) 被保険者期間中の各月の標準報酬月額の総額を算出する。

(ロ) 被保険者期間中の標準賞与額の総額を算出する。

(ハ) 上記の総額の合算額を全保険者期間の月数で除して得た額

#### ② 報酬比例部分・職域年金（共済組合）の乗率の改定

##### a 報酬比例部分の乗率改定

(イ) 原則の乗率 5.481/1,000（改正前 7.125/1,000）

- (ロ) 経過措置の乗率 7.308～5.562/1,000 (改正前 9.500～7.230/1,000)
- b 職域年金(退職共済年金)の乗率の改定(5%の給付適正化)
- (イ) 原則の乗率 ◆20年以上……1.096/1,000 (改正前 1.425/1,000)  
 ◆20年未満……0.548/1,000 (改正前 0.713/1,000)
- (ロ) 経過措置の乗率 ◆20年以上……0.365～1.075/1,000 (改正前 0.475～1.397/1,000)  
 ◆20年未満……0.183～0.541/1,000 (改正前 0.238～0.703/1,000)
- c 改正後の年金額が改正前の算式で算出した年金額を下回る場合は、改正前の算式で算出した年金額を保証する。

③ 厚生年金保険等の保険料率の改定

a 厚生年金保険の保険料率の改定

区 分	改正前の保険料率	改正後の保険料率
男子・女子	173.5/1,000	135.8/1,000
坑内員・船員	191.5/1,000	149.6/1,000
日本鉄道	200.9/1,000	156.9/1,000
日本たばこ	199.2/1,000	155.5/1,000
日本電信電話	173.5/1,000	135.8/1,000
農林漁業団体	194.9/1,000	152.2/1,000

\*なお、共済組合等の掛金率も同様に改定

b 厚生年金基金の保険料免除率の改定

24/1,000～30/1,000 (改正前 32/1,000～38/1,000)

④ 報酬比例部分の年金額の計算

a 改正後の年金額

$$\left[ \begin{array}{l} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{加入期間分の年金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{加入期間分の年金額} \end{array} \right] \times \text{スライド率}$$

(イ) 平成15年3月以前の加入期間分の年金額

$$\text{平均標準報酬月額} \times 9.5 \sim 7.125/1,000 \times \begin{array}{l} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array}$$

\*平均標準報酬月額は平成15年3月以前の加入期間分で改正後の再評価率で算出

(ロ) 平成15年4月以降の加入期間分の年金額

$$\text{平均標準報酬額} \times 7.308 \sim 5.481 / 1,000 \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数}$$

\*平均標準報酬額は平成15年4月以降の加入期間分の標準報酬月額と標準賞与額で改正後の再評価率で算出

b 改正前の年金額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{加入期間分の年金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{加入期間分の年金額} \end{array} \right\} \times 1.031 \times \text{スライド率}$$

(イ) 平成15年3月以前の加入期間分の年金額

$$\text{平均標準報酬月額} \times 10 \sim 7.5 / 1,000 \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

\*平均標準報酬月額は平成15年3月以前の加入期間分で改正前の再評価率で算出

(ロ) 平成15年4月以降の加入期間分の年金額

$$\text{平均標準報酬額} \times 7.692 \sim 5.769 / 1,000 \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数}$$

\*平均標準報酬額は平成15年4月以降の加入期間分の標準報酬月額と標準賞与額で改正前の再評価率で算出

c 改正前の従前額（従前額の保証）

改正後の計算式による年金額が改正前の計算式による年金額を下回った場合は、改正前の計算式による年金額を保証する「従前額の保証」の措置。

⑤ 標準報酬月額の算定月および実施時期の変更

a 算定対象月の変更

4・5・6月（改正前は5・6・7月）の報酬の月平均額で、その年の9月以後翌年8月（改正前は10月以後翌年9月）までの標準報酬月額を改定する。

b 実施時期を7月（改正前は8月）に改定する。

〈平成16年4月実施〉

① 総報酬制導入後の在職老齢年金

a 総報酬月額相当額（従前の年金月額）

その者の標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額の合算額を総報酬月額相当額とする。

b 65歳未満の在職老齢年金

(イ) 標準報酬月額の37万円を総報酬月額相当額の48万円に引き上げる。

(ロ) 基本月額の22万円を28万円に引き上げる。

c 65歳以後の在職老齢年金

年金月額と標準報酬月額の合算額の37万円を年金月額と総報酬月額相当額の合算額の48万円に引き上げる。

〈平成25年4月実施〉

① 一般男子・女子の生年月日に応じた報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ

◆報酬比例部分の生年月日に応じた支給開始年齢の引上げ

一般男子の場合		女子の場合	
生年月日	支給開始年齢	生年月日	支給開始年齢
昭和28.4.1以前生まれ	60歳	昭和33.4.1以前生まれ	60歳
昭和28.4.2～昭和30.4.1	61歳	昭和33.4.2～昭和35.4.1	61歳
昭和30.4.2～32.4.1	62歳	昭和35.4.2～37.4.1	62歳
昭和32.4.2～34.4.1	63歳	昭和37.4.2～39.4.1	63歳
昭和34.4.2～36.4.1	64歳	昭和39.4.2～41.4.1	64歳
昭和36.4.2以降生まれ	65歳	昭和41.4.2以降生まれ	65歳

② 繰上げ支給の老齢基礎年金と報酬比例部分の併給制度の導入

a 原則……昭和36年4月2日以降（女子は昭和41年4月2日）生まれの人

b 経過措置……昭和28年4月2日以降（女子は昭和33年4月2日）生まれの人

③ 65歳以降の老齢厚生年金の60歳以後の繰上げ支給制度の創設

〈その他の改正事項〉

① 基礎年金のあり方

平成16年までに「年金の財政方式」の検討を含めて、安定した財源を確保し、基礎年金の国庫負担を2分の1（現行3分の1）に引き上げる。

② 厚生年金基金の関係

- 
- 
- a 運用対象資産の拡大等
    - (イ) 運用対象資産の拡大と資産運用規制の緩和
    - (ロ) 監事の必置規制の廃止
    - (ハ) 業務委託の認可制から届出制へ緩和
  - b 上場株式を掛金として拠出
    - 一定条件のもとで上場株式を掛金として拠出可能とする。
  - c 年金積立金の自主運用関係
    - (イ) 年金資金運用基金法の制定等
      - \*年金資金運用基金法の制定と年金資金運用基金の創設
    - (ロ) 年金福祉事業団の解散
      - \*年金資金運用基金への業務の継承と社会福祉・医療事業団への業務の継承

## ●平成 16 年の改正

### (1) 平成 16 年の改正の基本的な考え方

- ① 社会経済と調和した持続可能な年金制度を構築し、国民の年金制度に対する信頼を確保すること
- ② 将来の現役世代の負担を過重なものとしないう配慮し、高齢期の生活を支える公的年金制度にふさわしい給付水準を確保すること
- ③ 国民の多様な生き方や働き方の選択に柔軟に対応できる仕組みとするとともに就労等さまざまな形での貢献が年金制度上評価される仕組みとすること

### (2) 給付と負担の見直し

- ① 基礎年金の国庫負担の割合を2分の1（改正前3分の1）とし、平成16年度から実施し平成21年度までに完了する。
- ② 年金財政検証を実施し、少なくとも5年ごとの年金財政の現況およびおおむね100年程度の間（財政均衡期間）にわたる年金財政の検証を実施する。
  - ただし、財政均衡期間中にその均衡が保てない場合は年金給付額を調整する調整期間を設ける。
- ③ 保険料水準固定方式の導入
  - a. 国民年金の保険料

---

---

平成17年度から毎年月額280円を引上げ（平成17年度は月額13,580円）平成29年度以降は月額16,900円とする。ただし、平成16年度価格とする。

b. 厚生年金保険の保険料率

平成16年10月から毎年0.354%を引上げ（平成16年10月の保険料率13.934%）平成29年9月以降は18.3%に固定する。ただし、平成17年以降は毎年9月に引き上げる。なお、共済組合等についても厚生年金保険に準じて引き上げられる。

④ マクロ経済スライドの導入

a. マクロ経済スライドとは

社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで給付水準を調整することで、調整は名目額を下限として名目額は維持する。

●新規裁定者……改定率 = 手取賃金の伸び率 - スライド調整率

●既裁定者……改定率 = 物価の伸び率 - スライド調整率

●スライド調整率 = 年金制度全体の加入者の変動率（調整期間中は0.6%） +  
平均余命の伸び率（調整期間中は0.3%）

b. 調整期間中の措置

●改定率 = 手取賃金の伸び率 × (年金制度全体の加入者の変動率 × 0.997)

●65歳に達した年度の3年後以降 = 物価変動率 × (年金制度全体の加入者の変動率 × 0.997)

それぞれ上記を基準に設定された率で、1未満は1とする。

c. 物価スライド特例措置

●改正後の規定により算出された年金額が平成12年改正の改正後の年金額に0.988（平成16年度のスライド率）を乗じて得た額に満たないときは0.988を乗じて得た額を支給する。

●今後、物価指数が下落した場合は、その率に応じて翌年4月から年金額を改定する。

### (3) 当分の年金額について（過去の物価スライドと当分の間の措置）

平成11年以降の過去の対前年の物価指数は平成16年を除きすべてマイナスとなりましたが、平成14年（マイナス0.9%）と平成15年（マイナス0.3%）の対前年の物価指数のマイナス分は、平成15年度物価スライド0.991と平成16年の物価スライド0.988により年金額の調整がされています。しかし、それ以前3年間は対前年の物価指数がマイナスでしたが特例的に年金額のマイナス改定は実施されずに凍結されてきた過去の経緯があります。

過去の対前年のマイナスの物価指数の合計は2.9%で、そのうち1.2%については年金額のマイナス改定が実施され、残りの1.7%はそのまま残されてきたことから、今後の対前年の物価指数がプラスとなり1.7%分の調整が終了するまでは、本来のマクロ経済スライドの実施は凍結され物価スライドの特例措置によることとなります。

対前年の物価指数	物価スライド
平成11年の対前年の物価指数 マイナス0.3%	特例で凍結
平成12年の対前年の物価指数 マイナス0.7%	特例で凍結
平成13年の対前年の物価指数 マイナス0.7%	特例で凍結
平成14年の対前年の物価指数 マイナス0.9%	平成15年度のスライド率0.991に反映
平成15年の対前年の物価指数 マイナス0.3%	平成16年度のスライド率0.988に反映
平成16年の対前年の物価指数 ±0.0%	平成17年度のスライド率は前年度と同じ

したがって、対前年の物価指数がプラスとなっても1.7%分の調整が終了するまでは年金額が増額することはなく、マイナスになった場合は翌年4月の年金額から減額されることになります。

### (4) 国民年金の改正の要点

#### ① 平成16年10月実施

- a. 老齢基礎年金、障害基礎年金の2級、遺族基礎年金の改定  
780,900円（804,200円×0.971（マイナス2.9%））×改定率
- b. 加給年金額の改定  
224,700円（231,400円×0.971（マイナス2.9%））×改定率  
74,900円（77,100円×0.971（マイナス2.9%））×改定率
- c. 保険料免除期間と年金額〈原則〉

---

---

全額免除期間……全額免除期間×1/2 (1/3)

半額免除期間 (限度内) ……半額免除期間×3/4 (2/3)

半額免除期間 (限度外) ……半額免除期間×1/4 (1/3)

※ ( ) 内は経過措置

② 平成17年4月実施

a. 保険料免除の時限措置の新設

平成17年4月から平成27年6月までは30歳未満の第1号被保険者で本人および配偶者の所得が一定以下の人の申請により保険料を免除し、10年以内の追納できる制度の創設

b. 特例任意加入の拡大

昭和40年4月1日以前生まれの人は、70歳に達するまでの年金受給に必要な期間は、国民年金に任意加入できる制度

c. 国民年金の第3号被保険者の特例届出

平成17年3月以前の過去の第3号被保険者の未届出期間について特例的に届出できる。また、平成17年4月以降の第3号被保険者の未届出期間については遅滞したやむを得ない事由がある場合は届出できるものとする。





### ③ 平成18年4月実施

#### a. 障害基礎年金・遺族基礎年金の保険料納付要件の特例措置の10年延長

平成18年4月1日前に初診日または死亡日のある場合の保険料納付要件の特例措置は平成28年4月1日前に10年間延長

#### b. 障害基礎年金と老齢厚生年金の併給の選択の創設

#### c. 多段階の保険料免除制度の創設

平成18年7月より保険料免除に新たに4分の1の免除、4分の3の免除を新設し従前の全額免除および半額免除と併せて4段階の免除制度とする。

## (5) 厚生年金保険の改正の要点

### ① 平成16年10月実施

#### a. 年金額等の改定

- ・加給年金額の特別加算の年金額等の改定

$33,200\text{円} (34,100\text{円} \times 0.971) \sim 165,800\text{円} (170,700\text{円} \times 0.971) \times \text{改定率}$

- ・3級の障害厚生年金の最低保障額、中高齢寡婦加算の額

満額の老齢基礎年金の年金額の4分の3に相当する額

- ・障害手当金の最低保障額

3級の障害厚生年金の2倍に相当する額

#### b. 定額部分の定額単価の改定

$1,628\text{円} \times \text{改定率} \times \text{政令で定めた率} (\text{改正前} 1,676\text{円} \times \text{政令で定めた率})$

#### c. 平均標準報酬月額および平均標準報酬額の再評価率の改定

報酬比例部分の年金額に用いられる平均標準報酬月額および平均標準報酬額の算出に用いられる生年月日に応じた再評価率の改定

### ② 平成17年4月実施

#### a. 定額部分の上限月数の一部引上げ

昭和19年4月2日以降生まれの人の上限月数は、生年月日に応じて456か月から480か月の間で引き上げる。

#### b. 65歳未満の在職老齢年金の一律2割の支給停止の廃止

#### c. 育児休業等の拡大等

- ・3歳未満（改正前1歳未満）の子を養育する被保険者に拡大

- 
- 
- ・3歳未満（改正前1歳未満）の子を養育する被保険者の育児休業期間は申請により保険料（本人および事業主）を免除する。
  - ・3歳未満（改正前1歳未満）の子を養育する被保険者の標準報酬月額が子を養育するに至った日の属する月の前月の標準報酬月額（従前の標準報酬月額）を下回ったときは、申出により従前の標準報酬月額を老齢厚生年金の年金額計算の基礎となる標準報酬月額とする。

③ 平成18年4月実施

- a. 障害厚生年金・遺族厚生年金の保険料納付要件の特例措置の10年延長  
平成18年4月1日前に初診日または死亡日のある場合の保険料納付要件の特例措置は平成28年4月1日前に10年間延長
- b. 平成18年7月から標準報酬月額の決定に関する報酬の支払基礎日数は17日（改正前は20日）とする。

④ 平成19年4月実施

- a. 老齢厚生年金の繰下げ支給制度の創設
- b. 遺族厚生年金等の改正
  - ・65歳以降の遺族厚生年金の受給権者に対して老齢厚生年金を全額支給し残余の額を遺族厚生年金として支給する。
  - ・遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満の子を有しない妻が遺族基礎年金の受給権を取得しない場合は、遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年経過したときは消滅する。
  - ・中高齢寡婦加算の支給要件を夫の死亡当時40歳（改正前35歳）以上とする。
- c. 70歳以上の被保険者の老齢厚生年金について65歳以上の在職老齢年金の基準により年金額の一部を支給停止する。

d. 標準報酬分割制度の創設

離婚等した場合報酬比例部分の年金の受給権は、夫婦間で分割することができ、分割の上限は婚姻期間にかかわる年金受給権合計額の2分の1とする。

⑤ 平成20年4月実施

被保険者および被扶養配偶者が離婚等をした場合、被扶養配偶者の請求に基づき第3号被保険者期間にかかわる第2号被保険者の標準報酬の2分の1を分割でき

---

---

る。

#### (6) その他の事項

- ① 国民年金の保険料徴収対策として必要な所得情報の取得を容易にするなどの制度的対応を図る。
- ② 厚生年金基金に関する事項（平成17年4月実施）
  - a. 厚生年金基金の免除保険料率の凍結を解除し2.4%～5%とする。
  - b. 年金給付等積立金が責任準備金相当額を下回っている厚生年金基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の特例を3年間の時限措置として認める。
  - c. 厚生年金基金連合会は企業年金連合会に改称する（平成17年10月実施）。
  - d. 年金通算措置の充実（平成17年10月実施）
    - ・中途脱退者が他の厚生年金基金の加入員となったときは申出により脱退一時金相当額を移換ができる。
    - ・企業年金連合会から他の企業年金等への年金給付等積立金の移換ができる。
  - e. 確定給付企業年金の改正（平成17年10月実施）
    - ・中途脱退者が他の確定給付企業年金の加入員となったときは申出により脱退



- 
- 
- 一時金相当額を移換ができる。
- ・企業年金連合会から他の企業年金等への年金給付等積立金の移換ができる。
  - ・中途引出しの要件の緩和
- f. 確定拠出年金の改正
- ・拠出限度額の引上げ（平成16年10月実施）
  - ・個人別管理資産が小額の場合は、脱退一時金の請求ができるほか中途引出しの要件の緩和（平成17年10月実施）
- ③ 年金制度理解のためのポイント制の導入（平成20年4月実施）
- 保険料の納付実績や年金見込額等の個人情報を被保険者に定期的に通知するポイント制の導入